

入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて

この度、入札及び契約に係る手続において、押印等の見直しにつきまして、下記のとおり運用を開始することとしましたので、お知らせします。

記

1. 入札及び契約に係る手続のオンライン化について

ホームページ（調達情報）、入札公告及び入札説明書におきまして、詳細を記載しておりますが、「電子調達システム（政府電子調達：GEPS）」を利用する場合は、電子入札が可能となっておりますので、積極的にご利用ください。

なお、上記システムを利用する場合は、入札公告等に対象案件である旨を記載した案件のみが対象となります。

2. 事業者におけるオンライン手続が困難な場合の書面手続について

（1）押印を省略できる書類

請書

見積書

請求書

その他入札及び契約に係る手続において事業者から提出いただく書類

（書類例：競争参加資格確認申請書 等）

なお、法令等その他の定めにより書面による手続において、押印が省略できない場合がございます。

（2）押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

『本件責任者及び担当者』の氏名及び連絡先

を必ず記載してください。

確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

（3）本件取扱開始日

本取扱いは、令和3年2月9日以降の調達案件について運用開始とします。

その他、個別の契約案件において、ご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

国土交通省 国土交通大学校 総務部総務課 管財係

電話（代表）：042 - 321 - 1541 内線：2235、2236